平成２２年（フ）第１０３０号
大阪市港区弁天４丁目12番６―302号
債務者　久本　千鶴
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１０４３号
大阪府吹田市佐竹台１丁目５番８―502、住民票上の住所大阪府堺市南区新檜尾台３丁３番19―405号
債務者　髙田橋文子
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１０５６号
大阪府八尾市竹渕西２丁目11番地の19
債務者　的場　隆子
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９号
兵庫県加西市田谷町250番地
債務者　内橋　定幸
1　決定年月日時　平成22年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第１０号
兵庫県加西市山田町297番地
債務者　鈴木　幸枝
1　決定年月日時　平成22年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第３０号
大分市田室町９番61号無量荘201
債務者　池末佐登美
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第４０号
大分県別府市石垣西２丁目２番32号、住民票上の住所大分県別府市大字鶴見3821番地の28
債務者　園田　幸代
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第７号
北海道日高郡新ひだか町東静内９番地
債務者　梅木　邦雄
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２２年（フ）第８号
北海道日高郡新ひだか町東静内９番地
債務者　梅木　幸子
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２２年（フ）第１２２号
仙台市青葉区愛子中央１丁目２番38号　ニューチェリー愛子Ａ―102
債務者　荒井　俊夫
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１３４号
宮城県多賀城市高橋１丁目19番20号ＳＫプラザ102号、従前の住所神奈川県相模原市すすきの町35番９号ナイス・アーバンスピリッツⅡ205
債務者　佐藤　正人
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１８４号
仙台市若林区沖野２丁目６番12号　グレンパレスＯｋｉｎｏⅡ302
債務者　大内　早苗
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１８６号
仙台市泉区黒松２丁目24番５―24号
債務者　荒木恵美子
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２１号
宮城県大崎市三本木坂本字青山８番地　三興荘５号棟
債務者　菅原　孝夫
1　決定年月日時　平成22年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第４６号
秋田市川尻みよし町２番15号
債務者　菊地　陽子
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２号
秋田県由利本荘市大鍬町82番地５
債務者　阿部　美紀
1　決定年月日時　平成22年２月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２１年（フ）第２１６号
茨城県日立市東大沼町４丁目23番１―206号
債務者　八代真奈美
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
水戸地方裁判所日立支部